

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

2019年(令和元年)10月1日より指定給水装置工事事業者は**5年ごとの更新**が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、2019年10月1日より「**水道法の一部を改正する法律**」が施行されます。

水道法改正に伴い、給水装置工事事業者の指定更新制が導入され、有効期間が従来の無期限から5年間となります。更新の手続がない場合は失効となります。

※現在指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

初回更新手続きについては、事前にダイレクトメールにて通知をします。
なお、郵便不着の方への再通知は行いませんのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和1年9月30日～令和2年9月29日	1年
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和1年9月30日～令和3年9月29日	2年
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和1年9月30日～令和4年9月29日	3年
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和1年9月30日～令和5年9月29日	4年
平成25年4月1日～令和1年9月30日	令和1年9月30日～令和6年9月29日	5年

●指定更新の要件

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
※現在行っている新規申請に準拠して更新を行います。
(必要書類は新規指定時の申請書と同様)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇問合せ先

郡上市環境水道部水道総務課 TEL:0575-67-1129